

令和5年度 福岡市博多区保健所運営協議会 議事録

1 日時 令和5年8月31日(木) 18時30分～20時00分

2 場所 博多区役所5階 集団指導室

- 3 議題 (1) 会長及び副会長の選出について
(2) 令和4年度事業報告について
(3) 令和5年度事業計画について

4 出席者

青木委員	石井委員	上村委員	鬼塚委員	加茂委員
川口委員	古賀委員	高木委員	浜崎委員	振原委員
星野委員	牧山委員	松山委員	安田委員	

(以上14名,五十音順)

欠席者

石田委員 片山委員 河北委員 香西委員 瀧本委員 芳賀委員

事務局

園田保健所長 安永健康課長 大久保地域保健福祉課長 杉山衛生課長
宇野企画管理係長 後藤健康・感染症対策係長 宮本母子保健係長
西村精神保健福祉係長 中村主査(放射線担当) 水崎地域保健福祉第1係長
徳永地域保健福祉第2係長 上田地域包括ケア推進係長 望月環境係長
松崎食品第2係長 田辺主査(環境及び食品衛生担当) 池田医薬務係長

傍聴者 なし

5 開会 定足数確認(委員20名中14名出席により会議成立)

6 保健所長挨拶 園田保健所長

7 委員紹介

8 職員紹介及び各課業務説明

9 議事概要

【議題1】 会長及び副会長の選出について

会長に川口委員、副会長に安田委員が選出

【議題2】 令和4年度事業報告について

保健所より令和4年度事業報告について説明

[質疑応答]

(委員) 16 ページの表中、監視件数のところで適と不適があるがこれは調査されたところか。アンケートだけのところは含まれていないということか。

(事務局) アンケートしたところは数字として表中には出てきていない。

(委員) 実態調査したところだけが適と不適で出ているということではないか。

(事務局) その通りである。

(委員) 5 ページの新型コロナウイルス感染症の保健所における対応について、5 類移行後のプランに関することだが、医療機関に対する入院調整支援について、5 類移行後は医療機関同士で入院の調整をしてくれという話になった。7 月になって陽性患者が増えてきたので、我々もこの状況だと入院が必要な患者が入院できない状況が生まれるのではないかとということに危惧して、市へ市医師会が要望書を提出して何とか保健所でも入院調整の対応をしてくれないかとお願いし、保健所でも入院調整の支援をしてくださるという回答をいただいた。

実際は入院調整の支援といっても大体どこの病院が受けてくれますよという情報提供にとどまると聞いているが、やはり 5 類移行前のような調整までは難しいだろうか。実際はそこまで入院が必要な重症患者が増えなかったのも今のところ何とかやっているが。

今後もうちょっと波が来るとしたら、やはりいろいろと調整や情報提供をお願いすることになると思う。

(事務局) 7 月に入院医療機関がひっ迫してきている状況にあるということで、市と市医師会の方で協議をさせていただいた。そのあと、市の支援内容についてお答えしていると思うが、コロナ明け、5 月 8 日以降について基本的には病院で、入院調整、定員調整をしてくださるようになっていたが、基幹医療機関がひっ迫してきている状況になり、保健所というか市のほうで協議の結果、お答えしている。転院支援については、福岡市のコロナ対策室である程度調整し、保健所では基本的には医療機関から相談等があった場合に、現在対応可能な医療機関をいくつか情報提供すると答弁した。それ以降、実際そういうやり方になってから、博多区においては医療機関からの相談等はほぼあっていないと認識している。

(委員) 11 ページの精神適正医療対策に関して、我々も危惧しているところだが、博多区内に入院可能な精神病院がないということで、認知症などの場合に非常に困っている状況である。実際には南区や中央区などの他区の病院に入院してもらおうといったことで、そういうご苦労があるのではないかと。

(事務局) その通りである。

(委員) 措置入院について、措置診察の申請件数 89 件は主に警察からの申請ということだったが、このうち診察を実施した件数が 24 件で、24 件のうち措置入院となった件数は何件あるのか。

(事務局) 20 件ある。

(委員) 先ほどの説明で措置入院に該当するのが自分を傷つけあるいは加害の恐れがあるということだが、博多警察署の上村委員から常習通報者一覧が提出されていてそのうち精神疾患が 4 名いる。保健所でもこの 4 名について把握していると思う。強制的に措置するのは難しいだろうが、こういった方々に対する保健所の対応について教えてほしい。

(事務局) 措置入院は患者さんの人権をある意味侵害するところがある。ご本人の意思とは関係なく入院ということになると、判断を慎重にする必要があり、精神保健指定医の判断により緊急的に措置しないと問題が起きる可能性が非常に高い場合に措置となる。措置入院にならなかった場合、健康課だけで対応していくのは難しいので場合によっては関係機関や関係課と一緒に対応しているところである。実際に警察へ一日何件も通報があり、こちらに相談いただくことがあるが、措置にならなかった場合も関係課や精神に関する医療施設と連携を図りながら対応している。

(委員) 今の件で補足がある。警察から 23 条通報という形で通報している。保護をしたことが前提の制度だが、ここに至らなくても精神障害が原因で人に迷惑をかけたたり、自分自身を傷ついたりする方がおられる。情報提供という形で保健所にお知らせしている。これに対して個別に訪問に行くなどの調査、審査とかはされているのか。

(事務局) 情報提供いただいた件については、今までの相談状況を確認しながら対応している。保健所でも関知していない方については警察からの情報提供だけで動くことは基本的にはない。

(委員) 9 ページに乳幼児健診の受診率は 97% で高いと思うが、例えば 4 か月健診で 2,058 人が 97.7% ということは未受診者が残りの 2.3% で 47 人くらいいるということですね。全戸訪問もやるべき問題で、全戸訪問できているのか、未受診者はどうしているのか、虐待のリスクも想像してしまうが。

(事務局) 4 か月健診に限らず未受診者には再度案内通知等をお送りしている。それで更に受診がないこともあるが、妊娠届時のアンケートとか医療機関からの情報提供

によりある程度わかっていることがあるので、地域保健福祉課の保健師が訪問し、状況を確認している。それでも状況が掴めない部分については、国外に出国している方もいるので確認して終結させるような状況である。

(委員) そこまで調査していただいて非常に安心しているところだが、いつ虐待につながるかわからないのできめ細やかな対応をお願いしたい。

【議題3】 令和5年度事業計画について

保健所より令和5年度事業計画について説明

(委員) 特定健診受診率は微増しているが、受診率向上の有効手段はないか。

(事務局) 平成20年から始めて徐々に上がってきているというのが現状で、福岡市として、検証も含めて色々な対策を講じてきた。その結果が今あると思うが、まず健診機会の向上ということで、基本的にまず所内健診と医療機関にお願いして健診場所を広げている。去年から、ららぽーとといった行きやすい場所で行っている。また健診に行くきっかけについてアンケートで尋ねたら、市政だよりもあるが勧奨はがきによるという回答が多かった。市からの勧奨はがきの送付は委託していて、相手方の特性に応じて文面等を変えていこうと取り組んでいる。例えば去年1回受けられた方に対しては今年も同じ時期にはがきを送って、ちょうど1年経ちますのでどうぞといった文面で送り、初めての方へは、医療機関で受けたら1万円ぐらいするのがワンコイン500円で受けられますよといった文面で送る。人に合わせて勧奨のやり方を変えるという形を取って、それが平成27年ぐらいからだと思うがそれからかなり上向いてきた。一旦コロナで下がってしまったがまた徐々に回復しているところである。これからも様々な手段を取りながらやっていく予定である。

特定健診未受診者に理由をアンケートで尋ねたところ、かかりつけの病院で検査を受け、自分の健康のチェックをしてもらっているからと回答される方がいるので病院から500円で健診が受けられますよといった働きかけをしていたらまた向上につながるかと、そういった呼びかけ、協力依頼をさせていただけたらと思っている。

(委員) 500円ワンコイン、非常に安くていいことだと思う。ぜひ引き続き頑張っていたらと思う。

(委員) 公衆浴場組合だが、この場で話していいかわからないが、今トラブルというか、例えば体は男性、心は女性のお客さんはどちらの風呂に入ればいいのかというトランスジェンダー問題で苦情がきている。方針があればお聞きしたい。

(事務局) 市での議論は特段されていないが、国からは「浴場業及び旅館業の営業者は身

体的特徴をもって判断するように」という通知がきている。

(委員) 見た目は男性でも中身は・・・両方から苦情がきている。

(事務局) 大変難しい問題だと思う。一応そういったお尋ねがあったということは本庁に伝える。

10 閉会